

令和7年1月

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室

## 健康保険被保険者証に代わる常勤性の確認書類について

令和6年12月2日以降、新たな健康保険被保険者証の発行が行われなくなったことを踏まえ、  
常勤役員等や営業所技術者等の常勤性の確認書類を以下のとおりとします。

### <①から順に確認をして、最初に当てはまった資料（申請時直近のもの）>

- ① 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し

※75歳以上の場合は厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせの写し

※建設国保等加入者については厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し

- ② 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の写し

- ③ 所得証明書（市区町村発行のもの）＋源泉徴収票の写し

- ④ 雇用保険被保険者証の写し＋雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し（被保険者区分が「1」のものに限る）」

- 出向者の場合は上記確認書類に加え、出向契約書等（該当者、出向元・出向先・出向期間確認できる資料等）の写しの提示を要する。

- 新規発行終了後も有効期限前の健康保険被保険者証の写しは確認書類として用いることを可能とする。